

談合疑惑に対して毅然とした態度を求める申し入れ

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

日本共産党県議団と県民ネットワーク・夢は、2月議会で、圓藤元知事の刑事確定記録の内容に基づき、県立文学書道館、県道津田川島線、喜蓮池かん排水事業について、関係者が談合を具体的に告白していることを指摘しました。

一方、3月11日には、高松高裁で、98年度件発注の穴吹・脇町町内での地すべり防止や林道開設工事などに関し、談合を認定する判決が出されました。判決は、発注額の20%にあたる約7800万円の損害額を知事が請求すべきであるのにこれを怠っているのは違法であると認定しています。

また、文学書道館の公共工事入札についても、ゼネコンにより談合がおこなわれ、県が損害をこうむっているとして、予定価格の20%である約3億円の損害をゼネコン各社に求めるべきであるという監査請求が、今年1月7日に県民から提出されています。

県監査委員会は、3月8日にこれを認めないという判断を下しましたが、4月7日この問題も訴訟が提起されました。

刑事確定記録にある上記3つの工事について、談合により競争が妨げられ、落札価格が引き上げられたことは、刑事記録で当事者が告白していることから明白です。しかし、県がその判断を待つとしている、公正取引委員会は、いくらこれらの工事についての談合の証拠がはっきりしていても、排除勧告ができるのは、おおむね1年以内、課徴金も3年以内という時効に制約されています。その後も談合のルールが継続しているという証拠を見つけられなければ、談合の審決を下すことはできません。

一方、談合の事実を知って3年以内ならば、県として談合企業に対して民法による損害賠償請求をすることができます。

にもかかわらず、あえて可能性の少ない公正取引委員会の審決を待つという姿勢自体が、県行政として、県民の財産を守る責任を怠っていると指摘せざるを得ないではありませんか。

4月1日より、県政の信頼回復に向けた取り組みが実施されますが、もっと抜本的な改革の必要性を私達は訴えてきました。住民による訴訟結果や公正取引委員会による審決の結果を待つような、消極的な姿勢を改め、県自ら民法に基づく損害賠償を請求するなど、談合疑惑にたいして毅然とした態度をとるよう申し入れます。

2004年4月8日

日本共産党県議団	県議会議員	山田 豊
	県議会議員	古田 美知代
	県議会議員	達田 良子
	県議会議員	扶川 敦
県民ネットワーク・夢	県議会議員	本田 耕一
	県議会議員	豊岡 和美
	県議会議員	宮本 公博
	県議会議員	吉田 益子